



しらさわ赤りんごおはなし会 サマースペシャルおはなし会 7月13日(土)

白沢公民館2階研修室で開催され、子どもと保護者の皆さんが、人形劇『三匹のこぶた』や大型紙芝居『おじいさんと10ぴきのおばけ』、手話『きらきら星』と一緒に楽しみました。

しらさわ赤りんごおはなし会では、今後も読み物(絵本・紙芝居)、折り紙、簡単な工作などを行う毎月1回の「定例おはなし会」や「クリスマスおはなし会」の開催を予定しています。



あま〜い夏の果実を堪能 池田サマーフルーツ組合開園式 7月11日(木)

池田地区の観光農園で行われました。式典では阿部重幸組合長が「沼田の寒暖差を生かし育てると甘いフルーツができる。たくさんの人に夏の味覚を堪能してほしい」とあいさつしました。

式典の後には、招待された熊の子保育園の園児21人が、プラムの収穫を体験し、自分たちでもぎ取った実を味見すると「甘くておいしい」「いい匂いがする」と歓声を上げました。



地元農作物の収穫体験 川田小学校 枝豆収穫作業体験授業 7月8日(月)

川田小学校5年生18人が、地元の主要農作物である枝豆について学ぶため、生産者宅を訪れて作業体験を行いました。豆こぎから選別、袋詰めなどの作業を実際体験しました。作業体験した後は、生産者の皆さんに「1年に何回出荷するのですか」「栽培で苦労することは何ですか」といった質問をして学びました。最後にはおいしい枝豆を試食しながら交流も深めました。

来年もまた会いましょう ひとり暮らし高齢者交流会 7月18日(木)19日(金)

70歳以上の1人暮らしの皆さんを対象に、ふれあい福祉センターにおいて実施しました。川田保育園児やぬまた南保育園児による歌や踊りの発表や、面友会の「バカ面笑福踊り」のアクションを見たり、久しぶりの再会を会食をしながら楽しみました。この事業は外出の機会創出を目的に市内を4地区に分けて毎年開催しています。



(別表1) 仮徴収と本徴収

徴収方法 期別	普通徴収 (納付書納付または口座振替)	特別徴収 (年金からの天引き)
1期(4月)	仮徴収	前年度の第6期(2月)と同額
2期(6月)	仮徴収	前年度の第6期(2月)と同額
3期(8月)	仮徴収	前年度の第6期(2月)と同額
4期(10月)	本徴収	決定した年額ー仮徴収額を3で割った金額
5期(12月)	本徴収	決定した年額ー仮徴収額を3で割った金額
6期(2月)	本徴収	決定した年額ー仮徴収額を3で割った金額

後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と、被保険者の所得に応じた所得割額の合計により、個人単位で計算されます。
本年度の均等割額は4万3600円、所得割率は8・6%で1人当たりの上限額は62万円です。(所得の少ない人は保険料が軽減されます)

保険料額決定通知書を
8月中旬に発送します

問い合わせ 国保年金課医療年金係 ☎内線3133

後期高齢者医療 保険料のお知らせ

決定した本年度の保険料から前年度の保険料を基に仮徴収で納めた額を差し引いた残りを納めていただきます。
※徴収方法により本徴収の期別が異なります(別表1)

軽減割合が
変更となりました

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が33万円以下で、被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得がないこと)の人は、均等割額が9割軽減されていましたが本年度は8割軽減となります。
75歳になる前日にご家族の社会保険などで被扶養者だった人の均等割額が制度加入月から2年間5割軽減されます。

納付方法が
変更できます

特別徴収(年金から天引き)の人は、口座振替申請と特別徴収の中止申請をすることで、納付

方法を口座振替に変更できます。
また、特別徴収の中止申請を済ませた人を除く普通徴収(納付書で納付または口座振替)の人は、次の①から③の全てに該当する場合は、自動的に特別徴収に切り替わります。
①介護保険料が年金から天引きされている
②介護保険料が天引きされている年金の受給額が年額18万円以上
③介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が②の年金額の2分の1以下
※特別徴収を希望しない人は、口座振替申請と特別徴収の中止申請をしてください
申請に必要なもの
口座振替申請(希望する金融機関で手続き)
▽通帳
▽通帳の届け出印
特別徴収中止申請(市役所で手続き)
▽後期高齢者医療被保険者証
▽印鑑
▽口座振替申請書の本人控
※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます

2019年全国家計構造調査

問い合わせ 企画課政策調整係 ☎内線4035

この調査は家計における消費、所得、資産および負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布および消費の水準、構造などを全国のおよび地域別に明らかにすることを目的とする統計法に基づく基幹統計調査(基幹統計の「全国家計構造統計」を作成するための調査)です。

調査期間 10月と11月の2カ月間

調査対象 あらかじめ国より指定された西倉内町、鍛冶町、久屋原町および横塚町の一部の地域から抽出された世帯

調査方法 調査準備のため8月から調査員が国より指定された地域の世帯にお伺いし、調査対象世帯の抽出を行います。抽出された世帯には調査票を配布しますので、回答にご協力ください
※記入していただいた内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することはありませんので安心してご記入ください

